

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

川崎町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 安真木地域

(1) 現況

本地域は、戸谷ヶ岳山麓及び荒曽山山麓の急傾斜地域で、棚田が多く、主に稲作経営が行われている。山間部は彼岸花の群生地であり年に一度「彼岸花まつり」が行われている。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また米や野菜を生産する過程で近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まる中でそれらに対応することが必要になってくる。さらに一部の地域では、担い手不足の対策として、営農組織を立ち上げ、飼料米であるWCSの育苗に力をいれている。

(2) 目標

(1) を踏まえ本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 川崎地域

(1) 現況

本地域は中元寺川流域の平坦な農地が広がっており、主に米、麦、野菜などを生産している。また区画整備もある程度行われているため生産性の高い農地である。一部の地域では傾斜がある農地があり平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また米や野菜を生産する過程で近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まる中でそれらに対応することが必要になってくる。

しかしながら担い手不足により、休耕田が徐々に増えてきている状況である。

(2) 目標

(1) を踏まえ本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 田原地域

(1) 現況

本地域は中元寺川及び櫛毛川流域の平坦な農地が広がっており、主に稲作地帯である。また区画整備もある程度行われており川崎地区同様に生産性の高い農地であるが、バイパス開通に伴い近年宅地等や大型店舗の進出などにより農地が減少し、農業者が高齢化しているのが課題である。一部の地域では傾斜がある農地があり平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また米や野菜を生産する過程で近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まる中でそれらに対応することが必要になってくる。

(2) 目標

(1) を踏まえ本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 池尻地域

(1) 現況

本地域は住宅地や商業施設などが立ち並び、農地は少なく他の地域に比べると生産性の少ない地域である。一部国道に隣接する農地で主に稲作を行っている。今後も農地が減少すると予想されるが、景観作物や緑肥作物などを植えて農地を維持していくことが課題である。

一部の地域では傾斜がある農地があり平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また米や野菜を生産する過程で近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まる中でそれらに対応することが必要になってくる。

(2) 目標

(1) を踏まえ本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	安真木地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	川崎地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	田原地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	池尻地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分

が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎法指定地域(川崎町全域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 川崎町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 田が1/50以上、畑が10度以上の傾斜農用地を対象

(b) 急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑

(c) 緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

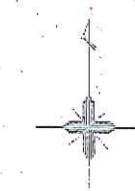
2 集落協定の共通事項

集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、川崎町の水田ビジョン又は農業振興方針等に定められた者など地域の実情に合わせて川崎町長が認定する者とする。

嘉 穂 町



大 任 町

添
田
町

凡 例	
	2号事案(中山間地域等直接支払)
	3号事案(環境保全型農業直接支払)

1 : 25,000

2009